

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A組合（以下「組合」という。）に採用され、研修後、同年○月○日付けで組合が運営するB市所在のCセンター（以下「事業場」という。）に配属されて、共済に関する営業業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月中旬頃より同僚からのいじめ、嫌がらせ、仲間外れ等の排斥行為を日常的に受けたこと、同年○月下旬に退職の意思がないにもかかわらず上司に退職届を書かされるという退職勧奨を受けたこと等が原因で、同年○月下旬頃から、出勤途中に動悸、めまい、脱力感、冷や汗、頭痛等の症状が出現したという。

請求人は、同年○月○日にD病院に受診し、平成○年○月頃に「身体表現性障害」を発病したと診断されたが、平成○年○月○日に同心療内科に受診したところ、平成○年○月頃に「適応障害」を発病していたとも診断された。

請求人は、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、専門部会は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月頃に I C D—1 0 診断ガイドラインの「F 4 5 身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断される旨述べている。

一方で、請求人は、E 医師作成の平成○年○月○日付け意見書及び同月○日付け意見書を提出し、平成○年○月に適応障害を発病したのであり、上記専門部会の意見は発病時期、疾病名が異なることから、これを破棄すべき旨主張する。

しかしながら、請求人のD病院における診療録（からは、平成○年○月○日に抗不安薬デパス（0. 5 mg）を服用し、その後睡眠導入剤マイスリー（5 mg 又は1 0 mg）も併せての服用を継続していることが認められる等に鑑み、当審査会としても、上記専門部会の意見は妥当であり、請求人は平成○年○月頃に本件疾病を発病したものと判断する。したがって、請求人の上記主張を採用することはできない。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平

成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は見受けられない。

また、同期間において「特別な出来事以外」の業務による心理的負荷を検討する必要のある出来事も認められない。

- (4) 請求人は、本件疾病を発病した原因として、①Fから、組合から提出義務が課せられている「行動管理日報」を提出しないように言われたこと、②Gセンター長が、営業活動で使用する自動車や原付バイクの使用許可を請求人にだけ与えなかったこと、③退職の強要を受けたこと、④Hから嫌がらせを受け続けたこと、⑤IとFが、請求人の悪口を記したメモを不特定多数の職員が使用するパソコン画面に貼付する等の嫌がらせをしてきたこと等を縷々主張する。しかしながら、請求人の主張するこれらの出来事は、いずれも請求人の本件疾病発病後の出来事であるから評価できず、仮に本件疾病の悪化に係る出来事として捉えたとしても、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、認定基準別表1に定める「特別な出来事」に該当するとは認められない。したがって、請求人の主張する上記出来事によって本件疾病が悪化したとしても、その悪化を業務上の事由によるものとして取り扱うことはできないものと判断する。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その悪化があったとしても業務に起因するものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。